

令和 8 年 9 月 11 日現在

件数	災害の状況	傷病名	加療内容	認定委員会の意見
1	業務中の事故	右鎖骨々折	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
2	業務中の事故	TFCC 損傷	休業加療	公務災害と認定することが適当である。
3	業務中の事故	蛇咬傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
4	業務中の事故	右小指 MP 関節靱帯損傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
5	業務中の事故	左母指挫創	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
6	業務中の事故	左下腿打撲傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。